

千早赤阪村条例第 25 号

千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、千早赤阪村庁舎建設検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、村長の諮問に応じ、千早赤阪村の新庁舎建設に関する事項について調査及び審議する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから村長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、庁舎の建設が完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において所掌する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。